

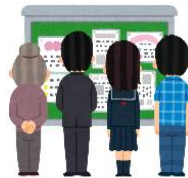


最低賃金額等を 周知しましょう！



最低賃金の概要を、常時
作業場の見やすい場所に
掲示する等の方法で、
労働者に周知

しなければなりません！



周知する最低賃金の概要は、
以下のとおりです！

①適用を受ける労働者の範囲及び

これらの労働者に係る最低賃金額

②当該最低賃金において算入しないこと
を定める賃金

③効力発生效年月日



事業主は、最低賃金の適用を受ける労働者
に対し、最低賃金額以上の
賃金を支払う必要が
あります！



最低賃金額未満の賃金は
労使の合意があっても
法律違反です！



中野労働基準監督署 監督・安衛課 電話：0269 (22) 2105

〒383-0022 中野市中央 1-2-21

FAX：0269 (22) 2106